

平成18年 第1回(定例) 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成18年3月24日 午前10時00分開議

日程第1	議案第9号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第10号	平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第11号	平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第12号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第13号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第14号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第15号	平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第5号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第16号	平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第17号	壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第18号	壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第19号	災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第20号	壱岐市安全・安心まちづくり推進条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第21号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第22号	壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第23号	壱岐市自給肥料供給センター条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第24号	壱岐市石田町堆肥センター条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第25号	壱岐市附属機関設置条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第26号	壱岐市情報公開条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第27号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第28号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第29号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第30号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第31号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第32号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第33号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第34号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第35号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第36号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第37号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第38号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第39号	壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第40号	壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第41号	壱岐市公民館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第42号	壱岐市立郷ノ浦図書館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第43号	壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第44号	壱岐郷土館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第45号	松永記念館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第46号	壱岐西部開発総合センター条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第47号	壱岐島開発総合センター条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第48号	壱岐市石田町住民センター条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第49号	壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第50号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第51号	壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第52号	壱岐市勝本B & G海洋センター条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第53号	壱岐市文化財展示館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第54号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第55号	壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第56号	壱岐市企業誘致条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第57号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第58号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第59号	平成18年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	議案第60号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第53	議案第61号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第54	議案第62号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第55	議案第63号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第56	議案第64号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第57	議案第65号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第58	議案第66号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第59	議案第67号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第60	議案第68号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第61	議案第69号	平成18年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第62	議案第70号	平成18年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第63	議案第71号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第64	議案第72号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第65	議案第73号	準用河川の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第66	陳情第1号	「公共サービスの安易な民間開放は行わず、 充実を求める意見書」提出に関する陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第67	要請第1号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見 書」採択の要請	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第68	議案第74号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第69	同意第1号	教育委員会委員の任命について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第70	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・承認
日程第71	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・承認
日程第72	発議第1号	道路特定財源制度の堅持に関する意見書の 提出について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第73	発議第2号	一支国博物館（仮称）建設等に関する調査 特別委員会設置に関する決議について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第74	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		申し出のとおり決定
日程第75	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (26名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君

13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	牟田 数徳君
教育次長兼文化財課長			山内 義夫君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君

---

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に諸般の報告を行います。監査委員より、住民監査請求による監査結果の報告が

提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧お願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これより議案審議を行います。

---

### 日程第1. 議案第9号～日程第67. 要請第1号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から日程第67、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請まで、67件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長お願いします。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告を行います。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したいので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査の結果の順に読み上げていきたいと思えます。

議案第17号壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定について、原案可決。

議案第18号壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定について、原案可決。

議案第19号災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定について、原案可決。

議案第20号壱岐市安全・安全まちづくり推進条例の制定について、原案可。

議案第21号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、原案可決。

議案第25号壱岐市附属機関設置条例の制定について、原案可決。

議案第26号壱岐市情報公開条例の一部改正について、原案可決。

議案第27号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。

議案第28号壱岐市監査委員条例の一部改正について、原案可決。

議案第29号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第30号壱岐市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第31号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第32号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第33号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第34号壱岐市特別会計条例の一部改正について、原案可決。

議案第39号壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第40号壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第41号壱岐市公民館条例の一部改正について、原案可決。

議案第42号壱岐市立郷ノ浦図書館条例の一部改正について、原案可決。

議案第43号壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第44号壱岐郷土館条例の一部改正について、原案可決。

議案第45号松永記念館条例の一部改正について、原案可決。

議案第46号壱岐西部開発総合センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第47号壱岐島開発総合センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第48号壱岐市石田町住民センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第49号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の一部改正について、原案可決。

議案第50号壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について、原案可決。

議案第52号壱岐市勝本B&C海洋センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市文化財展示館条例の一部改正について、原案可決。

議案第57号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第1号、付託年月日、平成18年3月8日、件名、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情、審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見はなし。不採択となった理由といたしまして、今日の社会情勢や行財政改革の推進がなされている状況を考慮するとき、一定の公共サービスの民間開放や公務員の純減については避けて通れない今日的課題であり、不採択と決定をいたしました。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長お願いします。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第10号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第11号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第22号壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、原案可決。

議案第23号壱岐市自給肥料供給センター条例の制定について、原案可決。

議案第35号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第36号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、原案可決。

議案第37号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第38号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第60号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第61号平成18年度壱岐市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第62号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第65号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第69号平成18年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決であります。

なお、審査の中で出された主な意見等について報告をいたします。

まず、議案第35号壱岐市介護保険条例の一部の改正についての審査について報告をします。

今回の改正は、平成18年度から平成20年度まで第3期介護保険事業に係る保険料を改定するもので、基準月額は今行の3,300円を3,765円に増額するものであります。壱岐市内においては、在宅介護や施設介護サービスの向こう3年間の利用見込みから算出したとのことでした。長崎県下の各市の状況は、4,200円から5,500円程度とばらつきがありますが、壱岐市より高くなっています。これは、在宅介護サービスや施設介護サービスの利用が多いことが要因と見られます。壱岐市においては、向こう3年間、特に新しい介護施設の増加が見込まれないため、県下では低い方になっているという説明でした。

次に、議案第36号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についての審査について報告します。

今回の改正は祝金の支給対象年齢を77歳から80歳に引き上げるものであります。改正の主な理由は財政難からということであり、金額にして約680万円の支出削減になるという説明でした。長崎県下の各市の状況は、一律支給方法や節目支給方法が見られますが、一律支給の場合、77歳からが1市、80歳から2市、85歳からが1市となっております。節目支給では77歳、88歳、99歳、100歳それぞれの年齢到達の節目に支給される市が4市となっております。なお、77歳から一律支給の1市においても、次年度から見直しされるということでした。今まで

支給を受けた人が2年間受けられなくなるので、段階的に改正できなかつたのかという意見がありました。今、壱岐市は一律支給と節目支給の2つの方法を採用しており、将来的には節目支給へ移行したいための段階的改正という説明でした。

次に、議案第69号平成18年度壱岐市病院事業会計予算についての審査について報告します。

医療をめぐる政策では、平成18年4月から、今年4月からです。診療報酬や薬価など、合計で平均マイナス3.16%の改正が行われることが決定をしており、病院事業における医業収入の減額が見込まれる。また、壱岐市民病院は、平成17年5月に開院しましたが、入院及び外来とも当初計画より患者数は少ない状態ではありますが、最近徐々にではありますがふえてきているということでした。

このような中、平成18年度事業計画では、平成17年度当初事業計画より1日平均患者数を入院でマイナス30人、外来でマイナス40人のようになっており、医業収益予算では、平成17年度当初予算額より、マイナス5億7,687円の18億667万円となっております。予定損益計算書では、純損失額が8億7,687万円となっており、前年度繰越決算額を入れると未処理欠損額は10億6,128万円が計上されていますということです。

このことに対して、壱岐市民病院は最新の設備と機器を備え、充実した医師と看護師を揃えているので、前年度よりマイナスの事業計画をつくるのではなく、高い目標を掲げて、医師や看護師一体となって努力すべき、市民病院に一人でも多くの患者さんが来られるよう努力をされ、医業収益を上げて、赤字を少なくするよう努力されたいとの意見がありました。

また、現在の院長は管理者であり、現役の内科の医師でもあります。優秀な医療技術を身に付けておられるとのことですので、医師として患者の診療に専念していただくためにも、市長は一日でも早く病院管理者を選任されることを望むとの意見がありました。

以上で報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長をお願いします。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第12号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第13号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第14号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第16号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第24号壱岐市石田町堆肥センター条例の制定について、原案可決。

議案第54号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号壱岐市企業誘致条例の一部改正について、原案可決。

議案第58号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第63号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第64号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第66号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第67号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第68号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算、原案可決。

議案第70号平成18年度壱岐市水道事業会計、原案可決。

議案第71号市道路線の認定について、原案可決。

議案第72号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第73号準用河川の廃止について、原案可決。

次に、本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請は、審査の結果、採択すべきものと決定しました。

委員会の意見はありません。処置として意見書を提出いたします。

なお、審査の付託を受けておりました請願第1号一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線改良工事の早期採択施工に関する請願及び請願第2号漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願については、継続審査の申し出をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。近藤予算特別委員長お願いします。

〔予算特別委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○予算特別委員長（近藤 団一） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。

議案第59号平成18年度壱岐市一般会計予算、原案可決であります。

審査の経過について御報告を簡単にいたします。平成18年度壱岐市一般会計予算のうち、石田スポーツセンター建設計画については、事業費が過大である。場所が適地かどうか等の意見が出され、これに対し市長より市の均衡ある発展と利用者の立場を考慮し、悔いのない施設をしたい旨の答弁がなされました。採決に先立ち、石田スポーツセンター建設に関し、本案に反対、賛成の立場からそれぞれ2名の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

〔予算特別委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から日程第67要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請まで67件に対し、一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑に限られ、付託事件の内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、日程第1、議案第9号から日程第67号、要請第1号まで67件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第10号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第10号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第11号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第11号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第12号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第12号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第13号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第13号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第14号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第14号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第15号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第15号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第16号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第16号平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第17号壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第17号壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第18号壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第18号壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第19号災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第19号災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第20号壱岐市安全・安心まちづくり推進条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐市安全・安心まちづくり推進条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第21号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第22号壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第23号壱岐市自給肥料供給センター条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市自給肥料供給センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第24号壱岐市石田町堆肥センター条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市石田町堆肥センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第25号壱岐市附属機関設置条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第25号壱岐市附属機関設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第26号壱岐市情報公開条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第26号壱岐市情報公開条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第27号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第27号壱岐市個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第28号壱岐市監査委員条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第28号壱岐市監査委員条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第29号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第29号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第30号壱岐市職員定数条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第30号壱岐市職員定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第31号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第31号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第32号壱岐市税条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第32号壱岐市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第33号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第33号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第34号壱岐市特別会計条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第34号壱岐市特別会計条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第35号壱岐市介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第35号壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第36号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。10番、豊坂敏文議員。

〔10番（豊坂 敏文君） 登壇〕

○議員（10番 豊坂 敏文君） 議案第36号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、厚生委員会では原案可決とされておりますが、77歳を80歳にするということに反対をいたします。

年次的処置として、あるいは経過処置を講ずるということであれば、そういう処置をするということについてやむなしと思いますが、今現在受給してある方がもう全然もらえないという経過もあります。そういう中で、年次的に、あるいは経過処置をした方がいいと、やむなしということとで反対をいたします。

以上です。

〔10番（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 賛成討論がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第36号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、委員長が報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第37号壱岐市手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第37号壱岐市手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第38号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第38号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第39号壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正についてから、日程第45、議案第53号壱岐市文化財展示館条例の一部改正についてまで15件を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、議案第39号から議案第53号まで15件について一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第39号壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正についてから、議案第53号壱岐市文化財展示館条例の一部改正についてまで15件については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第54号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第54号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第55号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第55号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第48、議案第56号壱岐市企業誘致条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第56号壱岐市企業誘致条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第49、議案第57号壱岐市火災予防条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第57号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第50、議案第58号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第58号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第51、議案第59号平成18年度岩手県一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。6番、町田正一議員。どちらの立場で。（「反対」と呼ぶ者あり）

〔6番（町田 正一君） 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） 私は本議案が平成18年度の当初予算であるということも、市長の政治判断、政策判断については十分理解はしておりますが、あえてこの予算については苦言を呈する意味で反対させていただきます。

行財政改革というのは、総論賛成、各論反対というふうになりがちなんですが、私は本年度予算に計上されている石田スポーツセンターの建設については、その点からも非常に問題があると考えております。本年度総額、建設費、駐車場整備、それから、備品等も含めて6億4,000万円の予算が計上されておりますが、私は、スポーツセンターの建設に反対するものではありません。しかし、石田町にはほかにも農村改善センターとか、あるいは今「碧雲荘」にまがりしておるデイサービスセンターとか、非常に老朽化しており、早急に建設しなければならない施設がまだ幾つもあります。今回3階建てで石田のスポーツセンターは予算計上されておりますが、私は、行財政改革とか、岩手県の財政が厳しいということを使うのであれば、今と同じように1階建てにして、現在の体育館を建てかえて、ほかにも整備しなければならない施設の充実に予算を回すべきであると考えております。

以上の理由から、私は平成18年度の一般会計予算についてはこの部分を減額するなり、計画を見直すべきであるという立場から反対するものであります。

〔6番（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 賛成者の討論。1番、音嶋議員。

〔1番（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（1番 音嶋 正吾君） 私は、予算特別委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

平成18年度予算案は、すべてにわたり良好とは考えておりません。すべての事項がパーフェクトにあることが望まれますが、しかし、そのようなことは不可能であります。補助金の一律1割カットに近いものになっていることに対しましても、補助金検討委員会の答申を受けての結果ではあるとはいえ、いかななものかと考えております。

ただいま町田議員の方から仮称石田スポーツセンター建設に関して予算の組み替えを求める反対の討論がされました。この予算は、石田町民の合併前からの懸案の事項でもございました。特に、この問題に触れられたので私も賛成の立場から討論を申し上げておるわけです。

私は、施設の規模といたしましても、武道館、実業団の公式の大会実施可能な施設を建設することが必要と考えております。ほかに、類似の新しい建物を建設する、そのことこそが、市の財政を圧迫する要因になると考えております。建設予定地といたしましても、従来から石田町体育

館として広く市民に利用され、愛着を持たれた地でございます。石田中学校の体育館、石田小学校の文化体育館と隣接をいたし、ウォーミングアップ等もできるサブ施設を有した公的施設を考えております。また、駐車場につきましては、隣接のグラウンドも利用可能である。壱岐市石田支所もある。また、当地も含めて対応できる。

また、当予定地は、標高30メートル程度の標高を有しております。周囲には、石田町の人口過密地帯、田ノ中、本町、君ヶ浦、祝町地区がございます。地震災害、自然災害の避難場所として、また、高潮対策の避難場所として、安全・安心な市民生活に寄与すると最も適地であると考えております。これからの施設の用途は、多目的な機能を有することが求められると考えます。

以上の要因から考えても、予算特別委員長の御報告のとおり、予算委員会で慎重に審議されたと認識しておりますので、賛成でございます。

〔1番（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 反対討論ありませんか。5番、坂本議員。

〔5番（坂本 拓史君） 登壇〕

○議員（5番 坂本 拓史君） 今回の当初予算については、ある程度理解はしておりますけれども、今触れられております石田のスポーツセンターの建設については、一部疑問を感じておりますので反対をさせていただきますが、このたびの予算については、その財政状況が非常に厳しいことが強調されております中、特に、各種補助金等の一率的なカット、また、敬老祝金の支給開始年齢の引き上げ、あるいは納付報奨金の支給率の引き下げ等、市民にがまんを強いるものが直接見える内容というふうになっております。

しかしながら、現況の財政難においては、一部やむを得ないというふうにも今考慮すべき点もありますが、その一方で、石田スポーツセンター建設に伴い、当初よりかなり事業費のアップが計上されております。規模あるいは場所、特にスポーツ合宿等する場合、先ほどグラウンド等もあるというふうに言われましたが、現在のところは、小中学校のグラウンドとして使用されておりますので、やはりその場所等についても疑問を感じざるを得ないということだと思います。

体育館自身の建設については、過去の経過もありますのでやむを得ないという点も理解をいたしますが、その規模、あるいは構造等については見直しを図り、予算を減額縮小すべきという立場により今回反対をいたします。

以上。

〔5番（坂本 拓史君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 賛成の討論。24番、赤木議員。

〔24番（赤木 英機君） 登壇〕

○議員（24番 赤木 英機君） 賛成討論をさせていただきますが、本来、どなた様市民もまた

議会も予算財源の厳しいのこれ皆さん御存じだと思います。そういうことで、18年度予算はあくまで予算であって、私は執行にぜひ要望したいのは、その執行に当たってやはり慎重に執行していただくと、それを要望して賛成の意見にさせていただきたいと思います。

もういろいろその体育館など多くは語りません。何しろこの18年度の予算の執行を速やかにしていただいて、市民の負託に応じていただく、そして、執行に当たっては慎重にさせていただく、これを要望いたしまして賛成いたします。

〔24番（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第59号平成18年度壱岐市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で暫時休憩をいたします。再開を11時15分。

午前11時02分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

次に、日程第52、議案第60号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第60号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第53、議案第61号平成18年度壱岐市老人保健特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第61号平成18年度壱岐市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第54、議案第62号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第62号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第55、議案第63号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第63号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第56、議案第64号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第64号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第57、議案第65号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第65号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第58、議案第66号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第66号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第59、議案第67号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第67号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第60、議案第68号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第68号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第61、議案第69号平成18年度壱岐市病院事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第69号平成18年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第62、議案第70号平成18年度壱岐市水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第70号平成18年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第63、議案第71号市道路線の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第71号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第64、議案第72号市道路線の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第72号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第65、議案第73号準用河川の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第73号準用河川の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第66、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第67、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この要請に対する委員長の報告は採択です。要請第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第68、議案第74号～日程第71、諮問第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第68、議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてから、日程第71、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、本日送付されました4件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議案第74号につきましては、担当部長より説明をいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

○産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に  
ついて、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた土地を確認し、同  
法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。平成18年3月24日提出。

提案理由でございますが、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定に基づき、  
議会の議決が必要でございます。

次のページでございますが、1といたしまして、壱岐市芦辺町諸吉大石触字新松崎242プ  
ラス243、それから244、245、247の1地先並びに字占砂257及び258番地先、並  
びに字丸石330、331、331の3及び331の4の地先に面積3万1,841.9平方メー  
トル、編入する区域といたしまして、字丸石です。

次のページに位置をつけておりますが、本土地につきましては、旧芦辺町時代におきまして、  
芦辺漁港漁業集落環境整備事業として実施をし、埋め立て整備をしたものでございまして、平成  
元年1月15日に工事に着手し、平成3年12月20日に竣工したものでございまして、場所と  
しては現在グラウンドとして使っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 同意第1号教育委員会委員の任命について、壱岐市教育委員会委員に下  
記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、  
議会の同意を求める。

住所、長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触691番地、氏名、井川武、昭和14年10月1日生まれ。

提案理由でございます。壱岐市教育委員会委員井川武氏が、平成18年5月19日をもって任  
期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるために提  
案するものでございます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦  
したいので、議会の意見を求める。住所、長崎県壱岐市芦辺町箱崎本村触1592番地の2、氏  
名、濱田正剛、昭和17年11月30日生まれ。

提案理由、人権擁護委員浜田正剛氏が、平成18年6月30日をもって任期満了となるので、  
引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意  
見を求めるため、提案するものであります。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補  
者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触237番地イ、氏名、松野美幸、昭和29年8月8日生

まれ。提案理由、人権擁護委員松野美幸氏が、平成18年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のためしばらく休憩します。暫時休憩します。再開を11時40分とします。

午前11時31分休憩

-----  
午前11時40分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

これから議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。5番、坂本拓史議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 聞き間違いでなかったら、平成3年に完了したというふうに聞いたと思っておりますが、その後、15年間経過をしておるわけでございますので、どういう内容でこれまで延びたということを御説明お願いしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

○産業経済部長（喜多 丈美君） 御指摘のように、早く登記をすべきところでございますが、その当時、まずつくることが先ということで、事後処理を非常に担当が怠ったということでございまして、今、担当者、登記係も集約をして、古い分から随意やってるということでございまして、非常に申しわけない仕方をいたしておりますが、こういう案件が何件か出てくるというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） ほかに。10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 同じようにわかりやすい質問をいたしますが、不動産登記法がいつから改正されたかちょっとお聞きしたいんですが、この位置の中に242プラス、足すとかプラスとか説明があったわけですが、243のこれ同一で2番の地番があるということはわかるんですが、このプラスというのが、不動産登記法の改正があって、こういう表示をしてあるのか。あるいは真ん中点だけでよいのではないかと思うわけです。その点をどうぞ。

○議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

○産業経済部長（喜多 丈美君） 大変申しわけないですが、次の字図にありますように、242、243の合筆でございますので、真ん中・が正解でございます。失礼しました。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第74号についての質疑を終わります。  
次に、同意第1号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第1号についての質疑を終わります。  
次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、諮問第1号についての質疑を終わります。  
次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、諮問第2号についての質疑を終わります。  
お諮りします。議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、4件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号から諮問第2号まで4件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これから、議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第74号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号教育委員会委員の任命について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案は、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案は、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

---

## 日程第72. 発議第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第72、発議第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。17番、大久保洪昭議員お願いします。

〔提出者（大久保洪昭君） 登壇〕

○議員（17番 大久保洪昭君） 「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）。道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高齢化、少子化が進展している状況において、活力ある地域づくりの推進、環境問題への対応、国土の保全に努めるため、道路整備はより一層重要であり、その整備は全国民が等しく熱望するところであります。

壱岐市は平成16年3月に壱岐島の4町が合併をし、新市として地方の発展と責任ある地方行政の推進に努力しておりますが、合併後の効率的な道路網の整備が緊急の課題であり、経済情勢が厳しい状況において公共投資に着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。については、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。一つ、地方の道路整備を重点的かつ計画的に進めるため、道路特定財源については、受益

者負担の原則に基づき、一般財源化や他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を推進するために充てること。2つ、離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。3つ、道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成18年3月24日、長崎県壱岐市議会。提出先は以下記載のとおりでございます。

以上。

〔提出者（大久保洪昭君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから、発議第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第1号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」の提出については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第73. 発議第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第73、発議第2号「一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議」についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員、お願いします。

〔提出者（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 「一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議」について、賛成者、音嶋正吾、町田光浩、提出者、鵜瀬和博。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議、次のとおり、一支博物

館（仮称）建設等に関する調査特別委員会を設置するものとする。名称、一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、一支博物館（仮称）建設並びに原の辻遺跡の保存整備に関する調査。委員の定数10名、委員の氏名、音嶋正吾、町田光浩、深見義輝、小園寛昭、今西菊乃、豊坂敏文、倉元強弘、市山和幸、馬場忠裕、鶴瀬和博。期限、閉会中も継続して審査終了までとなっております。よろしくお願ひします。

〔提出者（鶴瀬 和博君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから、発議第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第2号「一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議」については、原案のとおり可決されました。

次に、一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会を招集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願ひします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が行うことになっておりますので、よろしくお願ひをします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。それではしばらく休憩をいたします。

午前11時53分休憩

-----  
午前11時59分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

一支博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。委員長に6番、町田正一議員、副委員長に1番、音嶋正吾議員、以上のとおりであります。

---

#### 日程第74. 委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第74、「委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件」を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第75. 議員派遣の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第75、「議員派遣の件」を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係委員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第143条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

---

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで長田市長よりごあいさつの申し出がっておりますので、許可したいと思います。長田市長。

○市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり、一言お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げます。

去る3月3日から22日間にわたり、本会議並びに委員会を通じて慎重に御審議をいただき、全議案可決、御承認賜り、まことにありがとうございます。議員各位には、連日にわたる御努力に対し衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見などにつきまして、平成18年度予算を初め、その執行に当たり、十分尊重し、御要望に沿うべく努力をいたす所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではありますが、3月議会の閉会に当たりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

---

○議長（深見 忠生君） 議員皆様並びに執行部の皆さん方の御協力をおもちまして、早く終わることができました。

これをおもちまして、平成18年度第1回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆さんお疲れでございました。ありがとうございました。

午後0時03分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 坂口健好志

署名議員 中村出征雄

平成18年3月8日

予算特別委員会の設置について

次のとおり予算特別委員会を設置する。

記

1. 名 称 予算特別委員会
2. 目 的 議案第 9号 平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)の審査  
議案第59号 平成18年度壱岐市一般会計予算の審査
3. 委員の数 10名
4. 委員の氏名  
音嶋 正吾 町田 光浩 坂本 拓史  
町田 正一 市山 和幸 近藤 団一  
坂口 健好志 牧永 護 赤木 英機  
小園 寛昭

発議第2号

平成18年3月24日

壱岐市議会議長 深見 忠生 様

提出者	壱岐市議会議員	鵜瀬 和博
賛成者	同 上	音嶋 正吾
	同 上	町田 光浩

一支国博物館(仮称)建設等に関する調査特別委員会  
設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

一支国博物館(仮称)建設等に関する調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり一支国博物館(仮称)建設等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 一支国博物館(仮称)建設等に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
3. 目 的 一支国博物館(仮称)建設並びに原の辻遺跡の保存整備に関する調査
4. 委員の定数 10名
5. 委員の氏名  
音嶋 正吾 鵜瀬 和博 倉元 強弘  
町田 正一 今西 菊乃 市山 和幸  
深見 義輝 豊坂 敏文 馬場 忠裕  
小園 寛昭
6. 期 限 閉会中も継続して調査終了まで

### 議会閉会中継続審査 申出書

委員会名	事件及び理由
産業建設 常任委員会	<p>事件 ・ 請願第 1 号、一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線改良工事の早期採択施工に関する請願</p> <p>・ 請願第 2 号、漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願</p> <p>理由 さらに慎重な審査を必要とするため</p>

### 議会閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	<p>事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項</p> <p>期限 ・ 次期定例会招集日前日まで</p>
総務文教 常任委員会	<p>事件 ・ 教育行政等に関する調査</p> <p>・ 市有財産の管理運営等に関する調査</p> <p>・ 消防行政等に関する調査</p>
厚生 常任委員会	<p>事件 ・ 社会福祉、健康保健事業及び病院事業に関する調査</p> <p>・ 環境衛生、廃棄物処理対策に関する調査</p>
産業建設 常任委員会	<p>事件 ・ 農林水産業及び観光商工業の振興等に関する調査</p> <p>・ 芦辺港ターミナルビル事業に関する調査</p>

### 議 員 派 遣 に つ い て

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

次のとおり議員を派遣する。

1. 平成 1 8 年長崎県離島医療圏組合議会第 1 回定例会
  - (1) 目 的 定例会出席
  - (2) 派遣場所 長崎市
  - (3) 期 間 平成 1 8 年 3 月 2 9 日～ 3 0 日（1 泊 2 日）
  - (4) 派遣議員 中村出征雄